

「いしかわ子ども総合条例（スマートフォン等のフィルタリング規制）の一部改正」に対するパブリックコメントの結果について

1. 募集期間：平成29年12月27日（水）～平成30年1月18日（木）
2. 寄せられた意見：3件
3. 意見の概要と考え方について

No	意見内容（概要）	左記に対する考え方
1	<p>スマートフォン等を利用したアプリ、公衆無線LAN経由のインターネット接続等が普及する中、フィルタリング規制が一部改正されることは大変重要であると考えており、改正内容について同意します。</p> <p>加えて、青少年が安全かつ安心して利用出来るために、今後の方向性としては、親子で一緒に考えていかなければならないと思います。インターネットに潜む危険性やこの危険性を回避する手段や方法を学び、また考えること、危険性を回避するために実践、行動し、最終的に危険性を回避する能力を身につけなければならないと思います。</p>	<p>保護者向けのリーフレットや啓発講座等、様々な機会を通じて、インターネットに潜む危険性と対策や、フィルタリングの必要性及び設定方法等について、普及啓発に取り組んでまいります。</p>
2	<p>条例第33条の2第3項には、保護者は防災、防犯等の場合を除き、携帯電話を持たせないよう努めるものとする、という条文があります。</p> <p>青少年に携帯電話を持たせないことに注力するよりも、早い段階から正しい使い方を県としても自治体や学校及び青少年関係者等で教育することが大事と考えます。共働き家庭やシングル家庭では、子どもとの連絡ツールや安全確認手段としても使用されており、重要な役割を果たしています。</p> <p>今回の改正においては、青少年に携帯電話を持たせないことよりも、「携帯電話端末等を所持させる場合には家庭内でルールを決める等の特段の教育的配慮をする」として、フィルタリング等を正しく利用して賢く使い、インターネット社会で活躍する人材育成のための改正にしよう希望します。</p>	<p>条例33条の2第2項において、「保護者は、携帯電話端末等の利用制限に当たり青少年の年齢、発達段階等を考慮の上、青少年の健全育成に資するよう適切な対応に努めるものとする」と規定しており、保護者に利用に関して家庭内でルールづくりを行う等の対応に努めるように定めています。また、条例第34条第1項において、「県は、青少年がインターネットの利用に関して適切な判断力を養うことができるよう、インターネットの適正な利用に関する普及啓発、教育等の施策の推進に努めるものとする」と定めています。</p> <p>今回の条例改正は、フィルタリングの設定の実効性を向上させるものですが、ご意見を参考としつつ、条例に基づき、保護者等に対して、フィルタリング等への正しい理解、使用方法等について、リーフレットや啓発講座等、様々な機会を通じて、普及啓発に取り組んでまいります。</p>

3	<p>現在の普及状況を考慮すると産官学の関係機関が連携して、早い段階から青少年に正しいスマートフォン等のインターネット接続機器の正しい使い方を教育することが大事であると考えます。</p> <p>今回の改正において、青少年がフィルタリングを正しく利用してスマートフォン等のインターネット接続機器を安全に活用できるスキルを身に着けることが出来るよう、特段の配慮をお願いします。</p> <p>また、将来のICT産業の担い手として活躍する人材の育成のための条例になるようお願い申し上げます。</p>	<p>条例第34条第1項において、「県は、青少年がインターネットの利用に関して適切な判断力を養うことができるよう、インターネットの適正な利用に関する普及啓発、教育等の施策の推進に努めるものとする」と定めています。</p> <p>今回の条例改正は、フィルタリングの設定の実効性を向上させるものですが、ご意見を参考としつつ、条例に基づき、保護者等に対して、フィルタリング等への正しい理解、使用方法等について、リーフレットや啓発講座等、様々な機会を通じて、普及啓発に取り組んでまいります。</p>
---	--	---